

● お盆中のごみ収集日程 ●

収集日に気をつけて正しくごみを出しましょう。

8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16
日	月	火	水	木	金	土	日
	生ごみ	休み	不燃ごみ 井戸沢 開場	生ごみ	盆休み	盆休み	

令和8年度「犬のしつけ方教室」秋期教室参加者募集

受講受付期間
8月5日(水)～28日(金)
受講料 5,000円
(動物愛護会年会費
1,000円を含む)

募集人員 30人(申し込み順)
主催 長野県動物愛護会佐久支部
受講資格

- ①市町村へ登録済の犬
- ②元気で動ける犬
- ③狂犬病予防注射実施済の犬
- ④混合ワクチン接種済の犬
- ⑤全課程に参加できる犬および飼育者

教室の内容

- (1)学科講習 犬に関する知識・しつけのポイントなど
- (2)実技講習 飼い主にとってのぞましい行動をふやしていくしつけ

申し込み・問い合わせ先
長野県動物愛護会佐久支部事務局
(佐久保健福祉事務所内)
0267(63)4191

講習内容	日	時	場 所
学科講習 (開講式)	9月 6日(日)	9:30～12:00	佐久合同庁舎 401号会議室
実技講習 (閉講式)	① 9月13日(日)	9:30～11:30	佐久合同庁舎 駐車場
	② 9月27日(日)		
	③ 10月 4日(日)		
	④ 10月11日(日)		
	⑤ 10月25日(日)		

8月納期の主な町税・使用料など (納期限までに納めましょう)

- 町県民税 (2期分)
- 国民健康保険税 (3期分)
- 後期高齢者医療保険料 (2期分)
- 介護保険料 (2期分)
- 保育料 (8月分)
- 町営住宅使用料 (8月分)
- 上水道使用料 (8月期分)
(大口7月使用分、一般6・7月使用分)
- 下水道使用料 (8月期分)
(大口7月使用分、一般6・7月使用分)
- 町営水道区域
(一般4・5月使用分 佐久水道区域)
- 農集排水使用料 (8月期分)
(4・5月使用分)
- 個別排水利用料 (8月期分)
(6・7月使用分)

納 期 限

8/31 月曜日

ごみの不法投棄、ポイ捨ては犯罪です！

ごみをみだりに捨ててはいけないことは誰もが知っていることです。

しかし、町にはごみが用水路や道端に捨てられているという苦情・相談が多く寄せられています。「少しくらいなら誰か見てないから」「先に誰かが捨てているから」「面倒だから」などと、道路、公園、空き地、河川などにごみを捨てる人が後を絶ちません。ですが、これらの行為は不法投棄という犯罪行為となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において禁止されています。

また、ごみのポイ捨ては、自然環境や生活環境を悪化させるだけでなく、新たなごみが捨てられる要因となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「軽犯罪法」などにより不法投棄と同様に禁止されています。

一人ひとりが、ごみの適正処理を行い、美しい街づくりに取り組みましょう！

犬のフンを片付けましょう！

犬のフンの始末について、単に道路脇の花壇や畑にフンを埋める行為も、ごみのポイ捨て(不法投棄)です。犬のフン・尿の後始末は飼い主の皆さんの責任です。散歩をするときは、スコップとフンを持ち帰る袋を携帯し、必ず持

ち帰って適正に処理してください。

スマートフォンアプリ「ピリカ」を活用した通報受付を開始しました

廃棄物の不法投棄対策として、スマートフォン向けアプリ「ピリカ」による通報受付を開始しました。「ピリカ」による不法投棄等の情報提供について、ご協力をお願いいたします。

不法投棄通報機能の使い方の詳細は、別紙チラシをご覧ください。

問い合わせ先
町民課環境衛生係
(32)3114



別紙チラシ

インフォメーション

10月1日から窓口よりお得になります！

住民票等の証明書のコンビニ交付をご利用ください

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ店舗内のマルチコピー機で、簡単な画面操作により住民票等の証明書を取得することができます。

町では、コンビニ交付を利用しやすくするため、令和8年10月1日より手数料を改定します。

特例期間の令和8年10月1日から令和9年9月30日までは、さらにお得に取得できます。

ぜひコンビニ交付をご利用ください。

利用可能時間 午前6時30分～午後11時 ※12月29日～1月3日、システムメンテナンス日を除く。

取得できる証明書	役場窓口	コンビニ		
		現在	改定後	特例期間 (10月1日～令和9年9月30日)
住民票・戸籍附票 ※1	300円	300円	200円	100円
印鑑登録証明書 ※2	300円	300円	200円	100円
戸籍謄本・抄本 ※3・4	450円	450円	300円	150円

※1 マイナンバー・住民票コードが記載された証明書は発行できません。

※2 印鑑登録済みの方

※3 御代田町に本籍のある方

※4 御代田町に本籍のある方で御代田町に住民登録がない場合でも、コンビニ店舗内のマルチコピー機で事前に

①「利用登録申請」を行い、御代田町の許可後、②「証明書交付サービス」から戸籍証明書を取得できます。

問い合わせ先 町民課住民係 (32) 3114

マイナンバーカードの交付(受取) ・電子証明書の更新について

仕事等で平日に来庁できない方のために休日開庁を実施しています。
※来庁時は、役場東玄関からお入りください。

1. マイナンバーカードの交付(受取)

完全予約制 予約電話番号 (32) 3114

手続きに必要なもの
・ご予約の際にお伝えします。

2. 電子証明書の更新

手続きに必要なもの
・有効期限通知書 (対象者に有効期限の3カ月ほど前
国から発送されたもの)

・マイナンバーカード
・暗証番号 (カード交付時にご自身で設定したもの。
お忘れの場合は窓口で再設定できます)

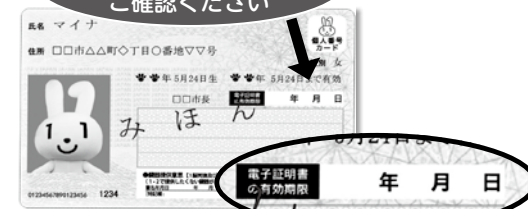
①英字大文字と数字を組み合わせた6～16文字
②数字4桁

休日開庁を ご利用ください

受付時間 午前9時～11時45分

令和8年	8月29日(土)
	9月26日(土)
	10月24日(土)
	11月28日(土)
令和9年	12月26日(土)
	1月30日(土)
	2月27日(土)
	3月27日(土)

電子証明書の有効期限を
ご確認ください



問い合わせ先 町民課住民係 (32) 3114